

令和2年12月7日

各高齢者施設・住まい及び介護保険事業所 管理者様

神奈川県福祉子どもみらい局福祉部高齢福祉課長

### 社会福祉施設等の感染防止対策の再確認、徹底について（通知）

日ごろより、県の保健福祉行政の推進にご協力いただき、ありがとうございます。

さて、既報のとおり、令和2年10月15日付で厚生労働省老健局高齢者支援課他から「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について（その2）」（令和2年4月7日付厚生労働省健康局結核感染症課ほか連名事務連絡）が一部改正のうえ、通知されました。

また、このことに伴い、令和2年11月17日付け県高齢福祉課長通知「社会福祉施設等の感染防止対策の再確認、徹底について」により、「社会福祉施設等における感染拡大防止対策」及び「新型コロナウイルス感染症が疑われる者が発生した場合の施設（事業所）の対応」を一部改訂した旨を通知しました。

しかしながら、感染の再拡大を踏まえ、「高齢者施設等への重点的な検査の徹底について（要請）」（令和2年11月19日付け厚生労働省事務連絡）が発出され、高齢者施設等におけるクラスターや重症者、死亡者の発生を可能な限り食い止めるため、積極的な検査を実施することとしたこと及び「高齢者施設における感染拡大防止対策の再徹底について」（令和2年11月24日付け厚生労働省事務連絡）により、高齢者施設等に対し、施設内感染拡大防止対策を改めて徹底することについて通知されたところです。

そこで、県では上記国通知の内容を新たに盛り込み、「新型コロナウイルス感染症が疑われる者が発生した場合の施設（事業所）の対応」を再改訂することとしました。

つきましては、内容をご確認いただくとともに、併せて、県が作成した「面会ガイドライン」及び令和2年10月厚生労働省老健局作成「介護現場における感染対策の手引き（第1版）」等も参考としながら、引き続き感染防止対策の徹底を図るようお願いします。

また、社会福祉施設等においては、感染防止対策の再確認及び徹底を図るため、次のとおり対応くださいますようお願いいたします。

#### 1 感染防止対策の再確認、徹底とご留意いただく事項

- (1) 県内の社会福祉施設等において感染拡大を最小限にとどめるためには、いわゆる「三つの密の回避」「人と人の距離の確保」「マスクの着用」「手洗いなどの手指衛生」をはじめとした基本的な感染対策の継続など、感染拡大を防止するための「新しい生活様式」の定着が必要です。

そのため、当面この対策の徹底が大変重要であり、この通知の内容を職員、関係者等に改めて周知徹底を図り、感染防止対策に万全を期すようお

願います。

また、感染が疑われる者が発生した場合には、今回改めて改訂した『新型コロナウイルス感染症が疑われる者が発生した場合の施設（事業所）の対応』及び令和2年11月17日に改訂した『「社会福祉施設等における感染拡大防止対策」に基づき、保健所や事業所指定権者に報告・相談し、その時点での指示を仰ぐことを徹底するほか、随時お送りする事務連絡等にもご注意いただくよう、引き続きお願いします。

- (2) 新型コロナウイルス感染症に感染することを懸念して、医療・介護サービス事業所において適切な感染防止対策が実施されているにもかかわらず、医療・介護サービスの利用を制限することは不適切であり、介護保険施設等（特別養護老人ホームや老人保健施設、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅等）の入所（居）者等に必要な訪問診療、計画的な医学管理の下で提供されるサービスや、各種訪問系サービス及び通所系サービス等について、不当に制限することがないようお願いします。

また、高齢者施設から医療機関に入院した新型コロナウイルス感染症罹患者が、退院基準を満たしているにもかかわらず、他の利用者等に感染させる疑いがあるとして利用を断ることは、受け入れを拒否する正当な理由に該当しないため、各施設・事業所においては、このことについても退院後の円滑なサービス提供についてご理解・ご協力いただくとともに、適切に対応できるようお願いします。

- (3) 既に「訪問・通所系事業所に係る新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者に対するサービス提供について」（令和2年11月27日付高齢福祉課長通知）で通知したとおり、特に在宅において居宅を訪問して行うサービスの提供を受ける高齢者のうち保健所により濃厚接触者とされた利用者については、通所系サービスについては自宅待機を行い、保健所の指示に従うこととされている一方、居宅介護支援事業所等が、保健所と相談し、訪問介護や訪問看護等の生活に必要なサービスを検討することとされています。

（なお、通所系事業所が居宅を訪問して出来る限りのサービス提供を行うことも可能とされています。）

また、その際には訪問・通所系介護保険事業所においては、この点にご留意いただき、引き続き居宅における生活が保持できるよう、居宅介護支援事業所等から利用相談があった場合は、感染防止対策に係る経費について、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金等の補助事業も活用しながら、感染防止対策を徹底した上で必要なサービスの提供を行うようお願いします。

なお、訪問介護等サービスを提供することとなる場合についての留意点については、次に示されていますので併せてご確認ください。

- ・「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について（その2）（一部改正）」（令和2年10月15日厚生労働省事務連絡）  
→ 別紙「社会福祉施設等（居宅を訪問して行うサービス）における感染防止に向けた対応について」

- 2. 新型コロナウイルス感染症に感染した者が発生した場合の取組
- (4) 新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者への適切な対応の実施

## 2 県の取組について

このたび改訂した、「新型コロナウイルス感染症が疑われる者が発生した場合の施設（事業所）の対応」のほか、業界団体及び県が作成したチェックリスト及び業界団体が作成したガイドラインに基づき、感染防止対策を改めて確認、徹底してください。

なお、その他国や県の具体的な取組みについても、次のとおり改めてお示ししますので、ご確認ください。

- ・ 「社会福祉施設等における感染拡大防止対策」(令和2年11月17日改訂)
  - ・ 「訪問・通所系事業所に係る新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者に対するサービス提供について」(令和2年11月27日付県高齢福祉課長通知)
  - ・ 「新型コロナウイルス感染症対策に取り組む介護事業所、介護サービス事業所・施設に勤務する職員の皆さまへ」(県パンフレット)
  - ・ C-CATがクラスター拡大防止を支援します！（令和2年5月12日記者発表資料）
  - ・ 「高齢者施設における新型コロナウイルス感染症拡大防止面会ガイドライン」を作成しました～「新しい生活様式」での面会に向けて～（令和2年9月16日記者発表資料）
  - ・ 厚生労働省「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について（その2）（一部改正）」
  - ・ 厚生労働省「介護事業所等における新型コロナウイルス感染症への対応等について」  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431\\_00089.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00089.html)
  - ・ 厚生労働省「介護現場における感染対策の手引き（第1版）等について」
  - ・ 厚生労働省「介護職員のための感染対策マニュアル」  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi\\_kaigo\\_kour\\_eisha/taisakumatome\\_13635.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo_kour_eisha/taisakumatome_13635.html)
  - ・ 厚生労働省「高齢者施設における施設内感染対策のための自主点検について」
  - ・ 新型コロナウイルス感染症感染者発生シミュレーション～机上訓練シナリオ」
  - ・ 厚生労働省「送迎の時のそうだったのか！感染対策」（動画）  
[https://www.youtube.com/playlist?list=PLMG33RKISnWj\\_HIGPFEBEiyWloHZGHxCc](https://www.youtube.com/playlist?list=PLMG33RKISnWj_HIGPFEBEiyWloHZGHxCc)
- 厚生労働省「介護老人福祉施設（特養）のためのそうだったのか！感染対策①（外からウイルスをもちこまないために）」（動画）  
[https://www.youtube.com/playlist?list=PLMG33RKISnWj\\_HIGPFEBE](https://www.youtube.com/playlist?list=PLMG33RKISnWj_HIGPFEBE)

[iyWloHZGHxCc](#)

- 厚生労働省「介護老人福祉施設（特養）のためのそうだったのか！感染対策①（施設の中でウイルスを広めないために2）」（動画）  
[https://www.youtube.com/playlist?list=PLMG33RKISnWj\\_HIGPFEBEiyWloHZGHxCc](https://www.youtube.com/playlist?list=PLMG33RKISnWj_HIGPFEBEiyWloHZGHxCc)
- 厚生労働省「訪問介護職員のためのそうだったのか！感染対策①～③」（動画）  
[https://www.youtube.com/playlist?list=PLMG33RKISnWj\\_HIGPFEBEiyWloHZGHxCc](https://www.youtube.com/playlist?list=PLMG33RKISnWj_HIGPFEBEiyWloHZGHxCc)
- 動画「訪問看護及び福祉施設等の従事者向け新型コロナウイルス感染症対策研修会」  
インターネット動画サイト「かなチャン TV」  
<https://www.pref.kanagawa.jp/osirase/1197/ktv/>
  - 感染対策の基礎  
<https://www.youtube.com/watch?v=iaW073JN7E8>
  - 新型コロナウイルスの感染対策  
<https://www.youtube.com/watch?v=iJg3nde5jWs>
  - 在宅での PCR 検体採取方法  
<https://www.youtube.com/watch?v=3ETj0kW9p00>
- 厚生労働省「介護保険サービス従事者向けの感染対策に関する研修について」
- 厚生労働省「介護保険サービス従事者向けの感染対策に関する研修について（その2）」
- 厚生労働省「新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令の一部を改正する政令等について（施行通知）」
- 厚生労働省「高齢者施設等への重点的な検査の徹底について」
- 厚生労働省「高齢者施設における感染拡大防止対策の再徹底について」
- 新型コロナウイルス感染症「感染防止対策取組書」について

本事務連絡については、ウェブサイト「介護情報サービスかながわ」に掲載していますので御確認ください。

#### 【掲載場所】

介護情報サービスかながわ

→ 書式ライブラリー

→ 11. 安全衛生管理・事故関連・防災対策

→ 新型コロナウイルス感染症にかかる情報

<http://www.rakuraku.or.jp/kaigo2/60/lib-list.asp?id=1039&topid=22>

問合せ先

福祉部高齢福祉課

福祉施設グループ

電話 (045)210-4851

保健・居住施設グループ

電話 (045)210-4856

在宅サービスグループ

電話 (045)210-4840